

授業料後払い制度概要

2026/3/1時点

授業料後払い制度は日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種）の一形態として実施されるもの。

「貸与奨学金（第一種）」もしくは「後払い制度」のいずれかを選択する必要がある。

| | 貸与型（第一種） | 後払い制度 |
|---------------------|---|--|
| 対象 | 全ての課程 | 修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 |
| 申請条件 | 同条件 | |
| 貸与月額 | 50,000円 もしくは 88,000円 | 20,000円 もしくは 40,000円 (生活費奨学金の貸与を希望した場合) 併せて在学中の授業料（上限半期267,900円）分の貸与を受けることができる。 |
| 支援（貸与）総額 上限（1年分） | 1,056,000円 (88,000円×12ヶ月) | 1,015,800円 (40,000円×12ヶ月+授業料後払いによる上限535,800円) ※保証料を考慮しない額。 |
| 授業料免除を受けた場合の貸与額の取扱い | 授業料免除を受けた場合も貸与額に影響はない。 | 授業料免除を受けた場合も生活費奨学金の貸与額に影響はない。 授業料支援金については、減免後の授業料請求額分のみ貸与を受ける。 ※授業料が全額免除となった場合は授業料支援金分の貸与は発生しない。 |
| 授業料の支払時期と金額 | 奨学金を貯めておき、各期の期日までに支払い。 ※授業料免除もしくは猶予申請を行うことで、前期8～9月、後期2～3月まで猶予可能。 | 半期分の授業料321,480円※のうち、 <u>半期267,900円を上限として本人に貸与。前期8～9月、後期2～3月までに支払い。半期ごとに別途授業料の納入猶予申請が必要。</u> ※専門法務研究科は402,000円 |
| 保証制度 | 人的保証 もしくは 機関保証 | 機関保証のみ |
| 返還方法 | 定額返還方式 もしくは 所得連動返還方式 | 所得連動返還方式のみ ※収入が低い場合、または将来扶養する子がある場合に、毎月の返還額が減額される。 (総額は変更なし。) |
| 返還免除 | 同条件 | |

【第一種奨学金のメリット】

- ・ 人的保証を選択すれば保証料がかからないため、貸与額を最大限活用できる。
- ・ 支援（貸与）総額を考慮する場合、後払い制度よりも金額が大きい。

【参考：授業料（半期）が全額免除の場合の支援（貸与）総額】

第一種：88,000円×6ヵ月=528,000円

後払い：40,000円×6ヵ月=240,000円

※貸与額に余裕がある場合は、貸与額の減額・繰上返還等で将来の返金額は調整できる。

【後払い制度のメリット】

- ・ 第一種の所得連動方式と比べ、収入が低い場合、または将来扶養する子がいる場合に、毎月の返還額が抑えられる。
(返還総額は変更なし。)

授業料後払い制度説明資料(補足)

日本学生支援機構の第一種奨学金(以降貸与奨学金)と授業料後払い制度のいずれかしか選択できません。運用も大きく異なるため、必ず本資料に目を通してから検討してください。
※本日時点での情報なので、今後変更になる場合があります。

対象者

修士・博士前期・専門職学位課程学生

※原則入学した期(4月入学は4月、10月入学は10月)にのみ申請できます。

支援内容

授業料支援金

授業料相当額の貸与を受けるとなります。本学では、授業料相当額については、半期267,900円を上限※に学生の口座に直接入金します。

※授業料免除に併用して申請し、半額免除が許可された場合は、半期133,950円を上限とします。

生活費奨学金

毎月20,000円もしくは40,000円の貸与を受けることが出来ます。授業料支援金とセットとなるため、生活費奨学金のみ受領する、ということはありません。

申込スケジュール(予定)

令和8年4月入学者(前年度4月入学者・休学者は要事前相談)

4月中旬:後払い制度への申請(第一種と同様)

4月下旬:授業料納入猶予申請必要(免除+猶予の申請でも可) ※半年ごとに要申請

6月:後払い制度の採択結果確定(第一種と同様)

生活費奨学金の振込(希望者のみ)、返還誓約書の作成

7月:納入猶予等の結果通知

8月:授業料支援金の入金(要納入額がある場合のみ)

※10月入学者は上記から6か月後の日程で対応してください。

Q&A

「授業料後払い」制度に申込資格はあるか。

入学年度の制限や現行第一種奨学金と関係する部分を除き、現行の第一種奨学金と同一です。第一種奨学金の申込資格がない方は、「授業料後払い」制度の申込資格もありません。

保証制度は人的保証も選べるか。

後払い制度は機関保証制度しか選択できません。保証料は振込前に差し引かれます。（保証料を含んだ額を返還することになります。）

ただし、授業料相当額についてはあらかじめ保証料が差し引かれ、その金額が授業料相当額になるよう支給されます。

授業料支援金と生活費奨学金は別々に返還できるか。

出来ません。授業料支援金と生活費奨学金を合わせて返還します。

授業料免除と併用申請ができるか。

可能です。授業料免除にて減額となった分は、授業料支援金に上乗せされない形となります。（全額免除なら授業料支援金での貸与額も0、という扱い。）

生活費奨学金とは何か。

生活費奨学金とは、「授業料後払い」制度の一環として、授業料支援金とは別に、毎月奨学生本人に振り込まれる貸与型奨学金です。申込等は、「授業料後払い」制度として授業料相当額の支援と同時に行い、採用基準等も「授業料後払い」制度として共通です。

生活費奨学金のみの利用を希望することはできるか。

できません。「授業料後払い」制度として、授業料支援金も同時に利用する必要があります。ただし、「授業料後払い」制度に申請した後、授業料が全額免除となり、授業料支援金が0円となった場合は、結果的に生活費奨学金のみの利用となります。

現行第一種奨学金か「授業料後払い」制度の利用を辞退した後、次の年に改めて「授業料後払い」制度を利用することは可能か。

同一年内では利用できませんが、次の年度には可能です。ただし、現行第一種奨学金と「授業料後払い」制度の返還をそれぞれ並行して行う必要があることや、現行第一種奨学金と「授業料後払い」制度は「特に優れた業績による返還免除」を一度の手続きでまとめて適用させることができないといった理由から、JASSOとしては推奨しません。

「授業料後払い」制度の支援が途中で打ち切られることはあるのか。

現行の第一種奨学金と同様、適格認定等により、在籍途中でも支援が打ち切られたり、停止となったりする場合があります。

また、**年度途中の休学・退学を行う場合、後払い制度及び生活費奨学金が継続されない・授業料の納入が必要となる場合があります。休学等を予定している場合は、必ず事前に大学にお問い合わせください。**

長期履修制度を認めた場合、「授業料後払い」制度の支援の期間はどのようになるか。

現行の第一種奨学金と同様、長期履修をしない場合の最短修業年限までが支援の範囲です。

特に優れた業績による返還免除制度で、各学校に配分される推薦枠はどのようになるか。

現行の第一種奨学金と共通です。

授業料の全額を後払いにすることができるのか。

千葉大学の授業料は半期321,480円もしくは402,000円ですが、後払い制度での支援額の上限は半期267,900円となります。半額免除となった場合は、133,950円を上限として支援します。なお、前期に全額免除・後期に半額免除だった場合も、後期の支援上限は133,950円となります。

退学することとした場合はどうなるのか。

本人の意向を確認いたしますが、当該学期分を後払いでJASSOから支払う（学生の負担）こともできます。

保証料はどうなるか（率、又は何円程度になるか）。

日本学生支援機構のHPにてご確認ください。授業料相当額の振込は、生活費奨学金と違って登録された授業料相当額から保証料は差し引かれません。（保証料額も含めて貸与している、という扱い）

既に第二種奨学金を人的保証で利用している者が「授業料後払い」制度を利用する場合、第二種奨学金の保証を変更する必要があるか。

変更する必要はありません。

第二種奨学金と併用する場合の家計基準はどうなるか。

現行の第一種奨学金と第二種奨学金を「併用」する場合の基準と同じです。

秋入学の学生を春の在学採用で採用することは可能か。

秋入学の学生は、春の在学採用に申請することはできません。年次の切り替わりで申請することが可能です。従いまして、秋入学の学生が1年次に申請をしなかった場合は、次の申請は2年次の秋の在学採用となります。

返還における「年収300万円程度になるまで最低返還月額となる」特例や「子の数に応じて控除される」特例に年数などの制限はあるか。

制限はありません。

「授業料後払い」制度に申し込んだ者が採用前に退学した場合、授業料相当額や生活費奨学金は振り込まれますか。

授業料相当額や生活費奨学金の振込は、採用が前提となり、採用前に退学した場合は、採用されず、授業料支援金や生活費奨学金の振込も行いません。なお、万一、授業料支援金や生活費奨学金が振り込まれた後になって採用前に退学していた事実があったことが判明した場合には、採用取消となりますので、振込済の支援対象授業料や生活費奨学金は全額をJASSOに返金（返戻）していただく必要があります。

授業料相当額の支払いはどういう扱いになるのか。

学生への奨学金の貸与の一部として行われます。運用については、貸与奨学金と同様です。

授業料後払い制度に採用された場合、途中で休学した場合はどのような扱いになるのか。

途中休学、退学があった場合の取扱いは複雑になっています。場合によっては以降後払いの支援・生活費奨学金を受けられない場合がありますので、休学等を検討されている場合は必ず事前にご相談ください。貸与奨学金と異なり、24ヵ月分の支給が保証されない場合があります。

年度途中で後払い制度を辞退して第一種奨学金の貸与に変更できるか。

後払い制度を辞退等として貸与終了した年※は、再度の後払い制度や第一種奨学金には申請できません。

※「年度」ではないので、次年度以降も申請できない場合があります。辞退する前に状況について必ず学生支援課に相談してください。

また、後払い制度の貸与期間が「12ヵ月未満」であっても、12ヵ月貸与したものと見なされますので、ご注意ください。

後払いと貸与奨学金を切り替えた場合、返還免除制度に申し込めるか。

申請自体は可能ですが、それぞれの別々に申請する必要があります。業績評価期間もそれぞれの期間のみとなりますので、選考上も不利になる点ご注意ください。